

西東京市第 4 次男女平等参画推進計画（案）

基本目標Ⅳ 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

◆男女平等参画推進の拠点施設として、男女平等推進センター パリテの事業の充実を図ります

家庭、学校、地域、職場など、あらゆる分野で男女平等参画をすすめていくためには、市民が日々の暮らしの中から男女平等参画を実践していくことが大切です。

このため、市における男女平等参画推進の拠点施設として、相談機能、学習機能、情報機能の充実を図ります。男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークづくりに取り組み、市民との協働をすすめます。

◆男女平等参画を積極的に推進するしくみの充実を図ります

本計画を着実に実施していくためには、関係各課の横断的な調整機能や推進体制の充実を図ることが必要です。

このため、引き続き、男女平等推進条例の制定や苦情処理機関の設置等、男女平等参画の施策を積極的に展開する上でよりどころとなるしくみの整備を検討します。一自治体だけでは取り組み困難な課題については、国や東京都等に働きかけ、法令や規制などの整備・改正に向けた動向を把握し、施策に反映します。

◆市役所が率先して男女平等参画のモデルを示します

男女平等参画施策を推進していくためには、市職員が男女平等参画をあたりまえとする環境の中で男女平等参画の意識を育み、自ら実践していくことが必要です。

このため、男女ともに働きやすい職場づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性管理職の登用、市発行物の表現における男女平等の視点の徹底等に取り組み、市役所が率先して男女平等参画のモデルを示します。

◆市民との協働により、計画の着実な推進と進行管理を行います

計画の基本目標を達成するためには、PDCA（P=Plan（計画）、D=Do（実行）、C=Check（評価）、A=Act（改善））サイクルに沿って進行管理を行うことが大切です。

このため、男女平等参画推進委員会が毎年事業実績の評価を行い、引き続き、市民との協働により、市民の声を反映しながら進行管理を行います。

IV-1 男女平等推進センターパリティの事業の充実

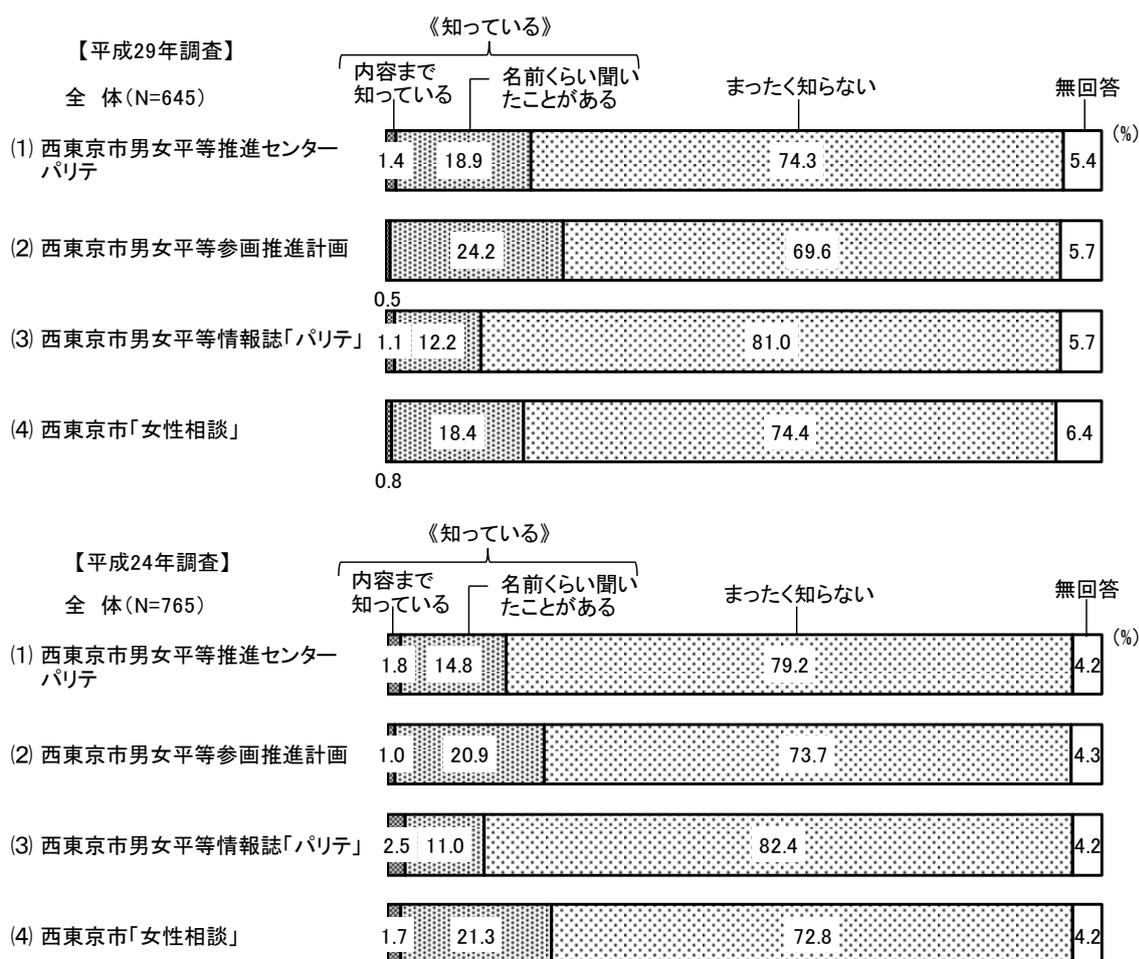
★重点課題

男女平等推進センター パリティでは、市における男女平等参画推進の拠点施設として市民が必要とする情報を収集し、相談や学習を通じて問題解決の糸口をつかむための支援をしています。

実態調査によれば、男女平等推進センター パリティについて「内容まで知っている」、「名前くらい聞いたことがある」と回答した人は 20.3%となっており、平成 24 年調査と比べてやや高くなっています。

男女平等推進センター パリティにおける事業の充実を図るとともに、積極的に情報を発信し、男女平等参画に対する市民の理解を深めます。

図表 西東京市の取り組みに関する認知度（全体、平成 29 年、平成 24 年）



※調査対象は、平成 24 年は 18 歳以上 70 歳未満、平成 29 年は 18 歳以上となっている。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

(1) 相談機能の充実

女性・男性が抱えているさまざまな問題について解決の糸口を見出すことを支援するため、相談機能の充実を図ります。また、男性を対象とした相談事業のあり方についても、引き続き検討します。

事業	内容	担当課
①女性相談の充実と男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、女性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業を パリテで実施する他、田無庁舎での出張相談を行います。 また、 東京都の相談窓口の利用案内を行いながら情報収集を行い、引き続き、男性を対象とした相談事業のあり方について検討します。	協働コミュニティ課

(2) 学習機能の充実

地域における男女平等参画意識の定着と浸透を図るため、講座・講演、情報誌等を通じて市民に学習機会を提供します。

事業	内容	担当課
①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催（再掲） I-1(2) ①の再掲	広く市民に向けて、男女平等意識の浸透と定着を図り、男女平等参画に関わるさまざまな問題について、共に考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課 子ども家庭支援センター 公民館
②センター通信の発行と配布	センター通信「パリテだより」等を発行し、市の公共施設等で配布します。市民がいつでもどこでも男女平等参画について学べるよう、支援します。	協働コミュニティ課
②情報誌パリテの発行と配布（再掲） I-1(1) ①の再掲	情報誌パリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透及び男女の固定的役割分担意識の解消を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課

(3) 情報機能の充実

男女平等参画に関する図書・資料を収集し、男女平等推進センター パリテのオープンスペースで提供する他、ホームページを通じて情報を提供します。

事業	内容	担当課
①男女平等推進センターパリテのホームページでの情報の提供	ホームページでパリテの事業情報に加えて、広く市民の暮らしに役立つ男女平等参画情報を提供します。	協働コミュニティ課
②男女平等参画に関する図書資料の収集・整理	男女平等に関する図書、資料を収集・整理し、市民が閲覧できるようにします。 また、ホームページを通じて図書、資料に関する情報を積極的に発信し、利用促進を図ります。また、図書館との連携についても検討します。	協働コミュニティ課

(4) 市民との協働

市民・団体・NPO の交流・ネットワークづくりを促進し、市民との協働により、市民のニーズに沿った事業の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークの形成	パリテまつりで参加団体を募り、参加団体主催による講座を開催するなど、男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークづくりを支援します。 また、新たな利用者とのネットワークづくりに向けて、パリテまつりの広報を積極的に行います。	協働コミュニティ課

IV-2 庁内推進体制の充実

★重点課題

計画を着実に実施していくためには、関係各課・関係機関との連携が必須であり、横断的な調整機能や、推進体制の強化が不可欠です。

平成 29 年 4 月 1 日現在の市職員における女性の割合を職層別にみると、職員総数では 50.6%を占め、管理職では 17.4%、係長級職以上では 42.3%となっています。平成 24 年に比べて特に係長級職における女性の割合が高くなっています。

実態調査では、男女平等推進条例制定について、6 割が「男女平等推進条例があった方がよい」と回答しており、平成 24 年に比べてやや高くなっています。

市の政策決定に男女平等参画の視点を生かすため、女性管理職の登用を積極的に進めるとともに、市役所が自らモデルを示すことで、市内の事業所に男女平等参画の取り組みを促す必要があります。

また、男女平等参画の施策を積極的に展開する上では、男女平等推進条例の制定や苦情処理機関の設置等のしくみの整備を検討する必要があります。

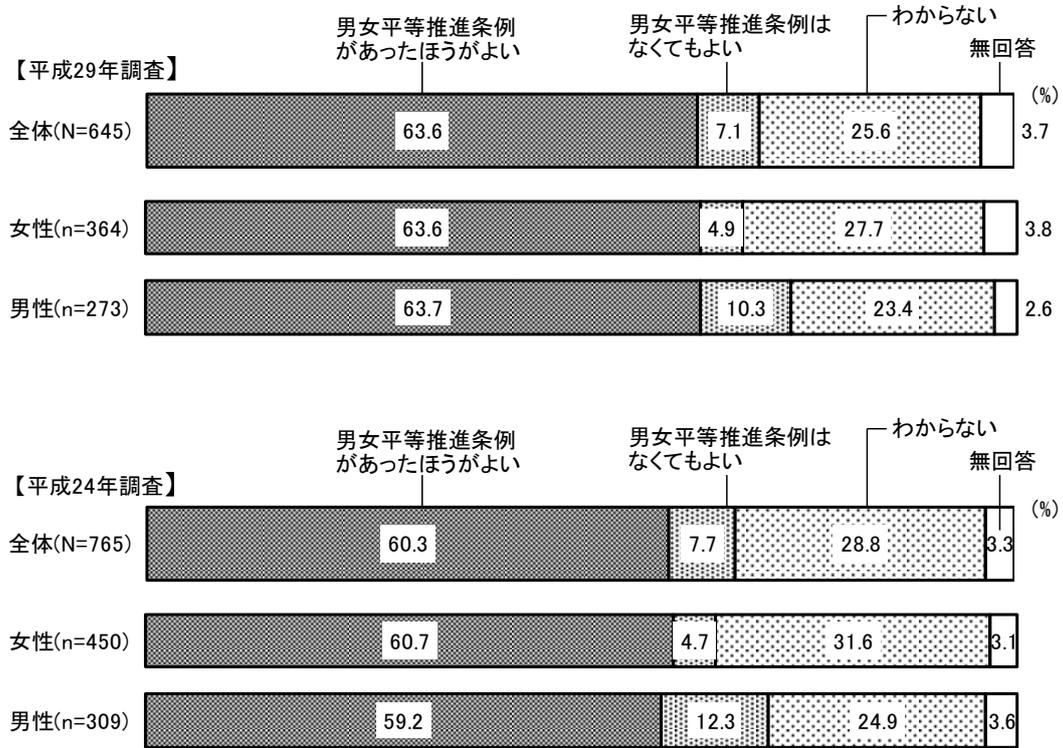
さらに、一自治体では取り組みが困難な課題については、国や東京都等に働きかけ、法令や規制などの整備・改正に向けた動向を把握することが必要です。

市は、庁内推進体制の充実・強化、男女平等推進条例設置の検討、国・都や他自治体等との連携や情報交換を進めます。

また、市内の一事業所として、市職員一人ひとりが男女平等の意識を持ち、市職員自ら男女平等参画を実践し、ワーク・ライフ・バランス等に配慮した、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組みます。

さらに、市発行物においては、固定的性別役割に基づく表現やセクシュアル・ハラスメントを助長するような表現を避け、男女平等の視点による表現の徹底を図ります。

図表 男女平等推進条例制定についての意向（平成29年、平成24年）



※調査対象は、平成24年は18歳以上70歳未満、平成29年は18歳以上となっている。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年、平成24年）

図表 西東京市職員における職層別人数と女性の占める割合

	平成29年				参考：平成25年	
	全体(人)	男性(人)	女性(人)	女性の占める割合(%)	女性の占める割合(%)	
職員総数	1000	494	506	50.6	48.4	
管理職総数(A)	86	71	15	17.4	14.3	
係長級職総数(B)	272	157	115	42.3	33.1	
(A)+(B)	358	228	130	36.3	28.5	
一般職	642	266	376	58.6	58.7	

資料：西東京市（平成29年4月1日現在、平成25年4月1日現在）

(1) 庁内推進体制の充実・強化

男女平等参画推進計画の円滑な進行管理のために、庁内の推進体制を充実・強化します。

事業	内容	担当課
①庁内の男女平等推進会議の定期的開催	庁内の男女平等推進会議を定期的開催します。	協働コミュニティ課
②関係各課の男女平等施策に関する調整	関係各課が実施する男女平等施策について調整・推進します。	協働コミュニティ課
③苦情処理機関設置検討委員会の設置の検討 Ⅳ-2(2)△移動	男女平等参画社会の形成を阻害する人権侵害などの相談に適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野にいれた苦情処理委員会など、苦情処理機関設置の検討をすすめます。	協働コミュニティ課

(2) 男女平等推進条例設置の検討

男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例の設置について、市民の意向を尊重しながら、引き続き検討します。また、条例設置の検討の中で、男女平等参画の推進に関わる苦情処理機関の設置についても検討します。

事業	内容	担当課
①条例設置検討委員会の設置	男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例を検討するため、条例設置検討委員会の設置を検討します。	協働コミュニティ課
②苦情処理機関設置検討委員会の設置の検討 Ⅳ-2(1)から移動	男女平等参画社会の形成を阻害する人権侵害などの相談に適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野にいれた苦情処理委員会など、苦情処理機関設置の検討をすすめます。	協働コミュニティ課

(3) 国や都、他自治体等との連携や情報交換

一自治体では取り組みが困難な施策について、国や東京都等に働きかけ、他自治体等とも連携・情報交換しながら、法令や規制の整備・改正に向けた動向を把握し、施策に反映します。

事業	内容	担当課
①関係機関との交流・連携	一自治体では取り組みが困難な施策について、国や東京都等に働きかけ、他自治体等とも連携・情報交換しながら、法令や規制の整備・改正に向けた動向を把握します。	協働コミュニティ課

(4) 男女平等参画に関する職員の理解促進

市役所全体で男女平等参画を推進する施策を進めるために、男女平等参画に関する職員の理解促進をすすめます。

事業	内容	担当課
①職員の意識実態調査の実施	男女平等に関する職員の意識・実態の把握を行います。調査結果を活用し、庁内における男女平等参画の推進につなげます。	協働コミュニティ課 職員課
②職員研修の実施	男女平等に関する職員研修を実施し、職員の理解促進を図ります。	協働コミュニティ課 職員課

(5) 男女ともに働きやすい職場環境の整備

職員のワーク・ライフ・バランス等を進め、市内の一事業所として市内事業所の模範となるよう、男女ともに働きやすい職場環境の整備をすすめます。

事業	内容	担当課
①「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」の周知	職員に対して「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」の周知を図ります。	協働コミュニティ課
②庁内のワーク・ライフ・バランスの働きかけ	職員に向けてワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供します。また、西東京市特定事業主行動計画に基づき時間外勤務の縮減に取り組みます。	協働コミュニティ課 職員課
③職員の旧姓使用の実施	旧姓使用を希望する職員に対し、旧姓使用の制度を説明・適用します。	職員課
④西東京市特定事業主行動計画の推進	次世代育成支援対策推進方や女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき、子育てをする職員が安心して仕事ができ、女性が活躍しやすい環境づくりに取り組みます。	職員課
⑤西東京市「健康」イクボス・ケアボス宣言の周知	市の管理職が「健康」イクボス・ケアボスを宣言し、職員一人ひとりが健康に働くことができ、また、働きやすい職場環境となるよう目指します。	職員課

(6) 管理的立場における女性職員の参画促進

市の政策決定過程において女性・男性の双方の視点を活かし、市内の一事業所として市内事業所の模範となるよう、市役所における管理的立場における女性職員の参画促進をすすめます。

事業	内容	担当課
①管理職試験の受験に向けた継続的な環境整備	研修等を活用して、管理的立場における人材の育成に努めます。また、女性職員が積極的に管理職試験を受験できるよう、女性管理職の複数登用など環境を整えます。	協働コミュニティ課 職員課
②女性職員の活躍推進に向けた取り組みの実施	西東京市特定事業主行動計画に基づき、女性が活躍するために必要な情報交換ができる場の提供、人事評価などを通じて両立支援制度の活用促進、キャリアプランに関する助言を行います。	職員課

(7) 市発行物の表現における男女平等の視点の徹底

市報や市の情報誌・ポスター・チラシ・パンフレット等の発行物の表現において、男女平等の視点の徹底を図ります。

事業	内容	担当課
②市発行物の表現における男女平等ガイドラインの作成・配布周知	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるよう、ガイドラインを作成し、配布します。作成したガイドラインの具体例について適宜見直し・追加を行うとともに、庁内に周知します。	協働コミュニティ課 秘書広報課

IV-3 男女平等参画推進計画の進行管理

計画を着実に実行するためには、計画に記載された施策の進捗状況を毎年把握する必要があります。

担当課による自己評価に加え、男女平等参画推進委員会による実績評価を行い、市民の声を反映させながら進行管理を行います。

(1) 市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

恒常的な市民参画の組織である男女平等参画推進委員会を開催します。毎年の各事業の進捗状況を評価し、より積極的な取り組みをすすめるための提言を行います。

事業	内容	担当課
①男女平等参画推進委員会の開催	恒常的な市民参画の組織として、西東京市男女平等参画推進委員会を開催します。	協働コミュニティ課
②事業評価の実施	西東京市男女平等参画推進委員会において、西東京市男女平等参画推進計画に掲げた事業評価を毎年度実施します。	協働コミュニティ課